

令和5年度
奈良県地域訓練実施計画の策定について

令和5年度における奈良県職業訓練実施計画（案）

令和5年3月

第1 総説

1 計画のねらい

産業構造の変化、技術の進歩その他の経済的環境の変化の中で、職業の安定、労働者の地位の向上及び経済社会の発展を図るためには、これらによる業務の内容の変化に対する労働者の適応性を増大させ、及び円滑な就職に資するよう、労働者に対して適切な職業能力開発を行う必要がある。

このため、都道府県、事業主等が行う職業能力開発に関する自主的な努力を尊重しつつ、雇用失業情勢等に応じて、国が職業能力開発促進法（昭和44年労働省令第64号。以下「能開法」という。）第16条第1項の規定に基づき設置する公共職業能力開発施設（以下「公共職業能力開発施設」という。）において実施する職業訓練（能開法第15条の7第3項の規定に基づき実施する職業訓練（以下「委託訓練」という。）を含む。以下「公共職業訓練」という。）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）の充実を図ることにより、労働者の十分な職業能力開発の機会を確保する必要がある。

本計画は、奈良県における現下の雇用失業情勢等を踏まえ、本計画の対象期間（以下「計画期間」という。）中の公共職業訓練及び求職者支援訓練（以下「公的職業訓練」という。）の対象者数等を明確にし、計画的な公的職業訓練の実施を通じて、職業の安定、労働者の地位の向上等を図るものである。

また、本計画の実施にあたり、奈良労働局及び県下各公共職業安定所、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部等の関係機関は、円滑な連携により、効率的かつ効果的な公的職業訓練の実施を図るものとする。

2 計画期間

計画期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 計画の改定

本計画は、公的職業訓練の実施状況を踏まえ、必要な場合には改定を行うものとする。

第2 労働市場の動向、課題等

1 労働市場の動向と課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大後、有効求人倍率や完全失業率の悪化など、雇用への大きな影響が見られたものの、令和4年12月の有効求人倍率は1.22倍で、

求人数の増加傾向にあるなど、持ち直しの動きが見られる。一方で、物価上昇や新型コロナウイルス感染症が県内の雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。

中長期的には、少子高齢化・人口減少社会が進展する中、労働供給制約という課題を抱えている。こうした中で、持続的な経済成長のためには、多様な人材が活躍できるような環境整備を進め、一人ひとりの労働生産性を高めていくことが必要不可欠であり、そのためには、職業能力開発への投資を推進していくことが重要である。

デジタル・トランスフォーメーション（DX）やグリーン・トランスフォーメーション（GX）（以下「DX等」という。）の進展と言った大きな変革の中で、中小企業等の着実な事業展開、生産性や技能・技術の向上のために必要となる人材の確保、育成が求められている。加えて企業規模等によってDX等の進展への対応に遅れが見られることにも留意が必要である。

こうした変化への対応が求められる中、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、公的職業訓練の在り方を不断に見直し、離職者の就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要である。

特に、デジタル分野については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（令和4年12月23日閣議決定）等踏まえて、デジタル人材が質・量ともに不足していることと、都市圏への偏在といった課題を解決するために、職業訓練のデジタル分野の重点化に計画的に取り組む必要がある。

2 直近の公的職業訓練をめぐる状況

令和4年度新規求職者は、令和4年12月末現在で34,913人であり、そのうち、求職者支援法第2条に規定する特定求職者に該当する可能性のある者の数は、17,370人（49.8%）であった。

令和4年度の公的職業訓練の受講者数については、以下のとおりである。

	令和3年度12月迄	令和4年度12月迄	前年同期比
離職者に対する公共職業訓練	936人	821人	87.7%
求職者支援訓練	289人	443人	153.3%
在職者訓練	318人	347人	109.1%

第3 令和5年度の公的職業訓練の実施方針

令和3年度の離職者向け公的職業訓練の実施状況を分析すると、

- ① 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「理・美容分野」）があること。
- ② 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」「デザイン分野」）があること。
- ③ 応募倍率、就職率共に高いが、定員に対し、十分な受講者数が確保できていない分野（介護・医療・福祉分野）があること。
- ④ デジタル分野コースは、応募倍率が高く、定員充足率も高いが、就職率が70%であり、質・量とも不足していることから都市型偏在が課題であること。

といった課題が見られた。

これらの課題解消のため、令和5年度の公的職業訓練は、以下の方針に基づいて実施する。

①については、応募・受講しやすい募集・訓練日程の検討を行った上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

②については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援かについて検討した上で、訓練カリキュラム等の見直し、検討を行う。また、訓練修了生を意識した求人募集の確保と仕事内容の記載について関心が持てるような内容となるよう、ハローワークと連携した就職支援を強化する。

③については、応募者数の確保が課題であり、ハローワークと訓練施設との連携により、施設見学等の実施などにより、積極的な周知、広報、誘導に努める。

④については、デジタル系分野の訓練施設の拡大とカリキュラムの見直し等を図る。

上記の課題解消のために、公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、引き続き、地域の関係者が連携・協力関係を強化するための連絡、協議の場を設けるとともに、奈良労働局、奈良県、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部をはじめ、訓練実施機関、経済団体、労使団体等との幅広い連携、協力関係により、地域の人材育成に取り組んでいくこととする。

第4 令和5年度における公的職業訓練の対象者数等

1 離職者に対する公的職業訓練

- (1) 奈良県立高等技術専門学校（訓練期間：1年間） 9科目 180名
ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。

施設/科目	定員
奈良県立高等技術専門学校	180
ITシステム科	20
家具工芸科	20
建築科	20
住宅設備科	20
服飾ビジネス科	20
オフィスビジネス科	20
ビルメンテナンス科	20
造園技術科	20
販売実務科(知的障害者対象)	20

- (2) 奈良職業能力開発促進センター（訓練期間：6～7ヶ月）9科目 402名
地域の事業主団体や事業主等、業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、民間の教育訓練施設では実施が難しいコースを設定する。

施設/科目	定員
奈良職業能力開発促進センター	402
CAD/NC技術科	48
機械CAD技術科	64
住環境コーディネーター科	64
住宅リフォーム技術科	64
電気設備技術科	48
金属加工技術科(若年者コース)	32
CAD/NC技術科(若年者コース)	16
電気設備技術科(若年者コース)	16
ビジネススキル講習(橋渡し訓練)	50

(3) 奈良県が実施する委託訓練は、訓練定員を1,272名で以下のとおり計画する。

コース/分野	1,272
長期高度人材育成コース	62
介護福祉士養成科(2年コース)	14
栄養士養成科(2年コース)	12
言語聴覚士養成科(2年コース)	13
保育士養成科(2年コース)	13
美容師養成科(2年コース)	10
知識等習得コース	1,010
総務・経理事務分野	665
医療事務分野	90
介護・福祉分野	135
美容分野	40
情報分野	80
デュアルコース	55
WEBデザイン分野	25
農業分野	30
eラーニングコース	85
総務・経理分野	70
情報分野	15
高齢求職者スキルアップコース	60
事務分野	30
介護・福祉分野	30

(4) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ・『IT分野』『デザイン分野』については、デジタル分野の重点化の観点から、令和5年度委託訓練のうち、「デジタル分野」の設定で310名を設定する。また、IT、WEBデザイン関連の資格取得を目指すコースや企業実習を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置、オンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要する経費を委託費の対象とする措置により、訓練コースの設定を推進する。
- ・IT分野、デザイン分野については、就職率向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施等ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ・ものづくり分野については、DX等に対応した職業訓練コースを拡充させる。
- ・介護分野については、職場見学・職場実習等を組み込んだ訓練コースの委託費の上乗せ措置により、訓練コースの設定を促進する。
- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。
- ・委託訓練については、計画数を踏まえ、十分な訓練機会の確保に努める。

(5) 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。
- ・雇用のセーフティネットとして、母子家庭の母等のひとり親、刑務所を出所した者等特別な配慮や支援を必要とする求職者に対して、それぞれの特性に応じた職業訓練を実施する。
- ・これまで能力開発の機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースについては、対象となる者の受講促進に努め、正社員就職に導くことができる充実した訓練の実施を推進する。

2 求職者支援訓練

(1) 対象者数及び目標

- ・計画期間中に実施する求職者支援訓練の対象者は、主に非正規雇用労働者や自営廃業者など雇用保険の基本手当を受けない者（受給が終わった者も含む。）であり、雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう、訓練認定規模865人を上限として設定する。
- ・雇用保険適用就職率：基礎コース 58% 実践コース 63%

(2) 職業訓練の内容、職業訓練を設定する上での留意事項等

求職者支援訓練については、訓練内容や訓練コースの設定について、以下の点を踏まえた実施に努める。

ア 職業訓練の内容等

- ・ 訓練内容としては、基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び、実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定し、認定規模の割合は以下のとおりとする。

基礎コース 訓練認定規模の 40%程度

実践コース 訓練認定規模の 60%程度

※ 実践コース全体の訓練認定規模に対してデジタル系訓練分野に 33%、介護分野 23%を加減の目安として設定する。

- ・ 地域ニーズ枠については、より安定した就職の実現に資するよう、独自の訓練分野、特定の対象者又は特定の地域を念頭に置いた訓練等について設定を可能とする。設定にあたっては、公共職業訓練（離職者訓練）の訓練規模、分野及び時期も踏まえた上で、認定規模の 30%以内とする。
- ・ 新規参入となる職業訓練の上限は以下のとおりとする。

基礎コース	30%
実践コース	30%
- ・ 新規参入枠については、上記の値を超えてはならないこととする。但し、一の申請対象期間における新規参入枠以外の設定数（以下「実績枠」という。）に対する認定申請が当該実績枠の上限を下回る場合は、当該実績枠の残余を当該申請対象期間内の新規参入枠とすることも可能とする。
- ・ 新規参入枠については、①職業訓練の案等が良好なものから認定、②①以外については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから認定する。
- ・ 求職者支援訓練は、受講者に対する訓練修了前から就職まで一貫した支援のため、ハローワークと関係機関との連携強化の下、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、求人情報の提供等の計画的な就職支援を実施する。

イ 分野に応じた訓練コースの設定

- ・ IT 分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、WEB デザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（e ラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コース設定を推進する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ・ IT 分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの

実施等、ハローワークと連携した就職支援を実施する。

- ・介護・医療・福祉分野については、職業訓練の応募倍率の向上のため、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を実施する。

ウ 対象者に応じた訓練コースの設定等

- ・育児や介護等、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースやオンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付訓練コースの設定を推進する。

コース/分野		865	
基礎コース		350	訓練認定規模の 40%
	介護分野	30	基礎コースの 9%程度
実践コース		515	訓練認定規模の 60%
	介護分野	120	実践コースの 23%程度
	医療事務分野	75	実践コースの 14%程度
デジタル系	IT 分野	60	実践コースの 12%程度
	デザイン分野	110	実践コースの 21%程度
その他分野		150	実践コースの 30%程度

3 在職者に対する公的職業訓練等

在職者に対する訓練は、奈良職業能力開発促進センターにおいて実施する。

(1) 対象者数（目標数）

公共職業訓練（在職者訓練）	390 人
生産性向上支援訓練	610 人

(2) 職業訓練の内容

- ・在職者訓練は『能力開発セミナー』と称し、主に中小企業のものづくり分野において中核的役割を果たしている方を対象に、仕事を遂行する上で必要な専門的知識及び技能・技術の習得と向上を目的として実施する。
- ・地域の中小企業事業主等の人材ニーズを把握したうえで、中小企業等で働く中核的な役割を果たしている方を対象に、ものづくり分野を中心に「現場力の強化や技能の継承」、「工程の改善や生産性の向上」、「付加価値の高いサービスや新製品の創造」などに資する能力が養成できるよう実施する。
- ・生産性向上人材育成支援センターにおいては、幅広い分野の事業主からのデジタル人材や生産性向上に関する相談等に対応するとともに、課題の解消に向けた適切な職業訓練のコーディネート等の事業主支援を実施する。
- ・DX 等に対応した 46 コースを選定し、DX 推進のための人材育成に取り組むものとする。
- ・訓練の効果を客観的に把握する観点から、訓練コースの受講を指示した事業主等に

対して、受講者が習得した能力の職場での活用状況について確認する。

4 学卒者に対する公的職業訓練

学卒者に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

奈良県高等技術専門校（離職者訓練枠に含む）
9コース（定員 180 名）（販売実務科を含む）

・ 中学校・高等学校卒業（見込者）対象

建築科 住宅設備科 服飾ビジネス科 オフィスビジネス科
ビルメンテナンス科 造園技術科

・ 高等学校卒業（見込者）対象 IT システム科 家具工芸科

5 障害者等に対する公的職業訓練

障害者等に対する訓練は、奈良県高等技術専門校において実施する。

(1) 対象者（数）

販売実務科 定員 20 名 知的障害者対象
実践能力習得訓練コース 定員 15 名

(2) 職業訓練の内容

- ・ 就職に結びつきやすくするために関係機関との連携を図り、対象となる障害者の確保、法定雇用率が未達成である企業や障害者雇用の経験が乏しい企業を含めた委託先の新規開拓に取り組む。